

● ● ● 第4章 良好な環境を支える共通施策の推進 ● ● ●

第1節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続の導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面施行しました。（平成23年4月に改正環境影響評価法が成立・公布。平成25年4月から全面施行）

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

（表4－1）

2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成23年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・国土利用計画法に基づく土地売買等届 …………… 97件
- ・土地利用変更協議 …………… 1件

表 4 - 1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域 規 模	条例特定地域 規 模
高速自動車国道 道路 (一般国道、県道 市町村道、農道) 道路(林道)	すべて (一般国道) 4車線以上、10km以上 7.5km以上10km未満 (山のまち地域づくり交付金により整備される林道) 幅員6.5m以上、20km以上 幅員6.5m以上、15km以上20km未満	4車線以上、 6km以上 幅員6.5m以上、 10km以上	4車線以上、 4km以上 幅員6.5m以上、 7km以上
ダム、堰、湖沼水位調 節施設、放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	新築 40ha以上 増築：40ha以上かつ 20ha以上増加	新築 30ha以上 増築：30ha以上かつ 15ha以上増加
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
飛行場	2,500m以上 (延長500m以上) 1,875m以上 (延長375m以上)	1,250m以上 (かつ、延長が) 250m以上	900m以上 (かつ、延長が) 180m以上
水力発電所	3万kW以上 2.25万kW以上3万kW未満	1.5万kW以上	1.1万kW以上
火力発電所	15万kW以上 11.25万kW以上15万kW未満	7万kW以上	5.5万kW以上
地熱発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満	0.5万kW以上	0.35万kW以上
原子力発電所	すべて		
廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
公有水面の埋立又は 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
工業団地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上 75ha以上100ha未満		
流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
住宅用地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
農用地の造成及び改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		新設：ホール数18以上 平均距離100m以上、又 はホール数9以上18未 満、平均距離150m以上 変更：増設9ホール以上	新設：すべて 変更：増設6ホール以上
養豚場の建設		豚房面積 7,500㎡以上	豚房面積 5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万㎡ ³ /時以上 又は総排水量 5,000㎡ ³ /日以上	総排出ガス量 15万㎡ ³ /時以上 又は総排水量 3,750㎡ ³ /日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

鹿児島県環境影響評価条例の特定地域

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区

韓国岳・新燃岳周辺、佐多岬周辺、屋久島宮之浦岳周辺、宇検村湯湾岳周辺等

②自然公園法による特別地域(国立公園、国定公園)

韓国岳・新燃岳・霧島温泉周辺、桜島の大半、屋久島の中心部及び西部林道周辺、池田湖・開聞岳周辺等

③自然公園法による海域公園地区(国立公園、国定公園)

桜島沖小島地先、佐多岬枇杷島地先、大島海峡内等

④自然環境保全法による特別地区

稲尾岳

⑤自然環境保全法による海中特別地区

(現在、県内では、海中特別地区の指定はない)

⑥絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による生息地等保護区のうち管理地区

蘭牟田池

⑦県自然環境保全条例による特別地区

木場岳

⑧県立自然公園条例による特別地域

蘭牟田池、住吉池周辺、吹上浜、坊津町海岸、高隈山等

第2節 環境教育・環境学習の推進

1 県環境学習推進基本方針の策定

効率性や利便性の追求の結果としての温室効果ガスや廃棄物の増加、さらには身近な生きものの減少といった環境問題に適切に対応していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活スタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現、人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を目指し、県民・事業者・行政がそれぞれの立場と役割において、自主的・積極的な取組を進めるとともに、県民一人ひとりが、家庭で、学校で、地域で、職場で自ら進んで環境問題に取り組むことが必要になってきています。このようなことから、環境問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育成するための環境学習が重要になってきています。

県では、平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月制定）に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に策定し、この基本方針に沿って環境保全の意欲の増進や環境学習の推進に総合的かつ体系的に取り組んでいます。

また、県教育委員会では、県総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催や、文部科学省主催の「環境学習フェア」，「環境教育担当教員講習会」への教師派遣等、指導者の育成に努めています。各学校においても「総合的な学習の時間」等を活用して、全ての小・中学校で、地域の特色を生かした体験的な環境学習に取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進するなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

2 環境学習ネットワークの構築

かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館^{いのち}」と他の環境関連施設とのネットワーク化により、同施設において県内の環境の状況や環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーの活用を推進しました。

また、子どもから大人まで、鹿児島県の身近な環境から地球環境の問題まで幅広く調べることができる環境学習ポータルサイト「かごしまecoネット」を運営しています。

3 こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブの会員を対象として、体験学習会やこどもエコクラブ間の意見交換会等を実施し、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

(1) こどもエコクラブの概要

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館^{いのち}」内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援しています。（表4-2）

・クラブの活動内容

リサイクル活動、清掃活動、自然観察、水質調査、環境学習会など

表4-2 登録状況

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市 町 村 数	23	16	17	22	28	23	17	26	16	20	14	16	15
エコクラブ数	153	128	177	111	108	86	76	116	80	92	93	57	60
会 員 数	1,530	1,236	1,544	1,584	1,772	1,091	1,421	2,612	2,121	2,293	2,151	1,895	1,928

(2) 主な支援事業

① こどもエコクラブ交流会

実施日 平成23年 8 月26日

場 所 垂水市

参加者 延べ43人（4クラブ）

内 容 各こどもエコクラブの紹介，活動発表
川の源流体験（沢登り体験），意見交換等

② こどもエコクラブサポーター研修会

実施日 平成23年 8 月26日

場 所 垂水市

参加者 7人（4クラブ）

内 容 活動事例発表等

③ こどもエコクラブ活動事例集の作成配布

1年間の活動を紹介した報告書を 1,000部作成し，市町村，関係団体などに配布

4 環境学習アドバイザーの派遣

市町村や企業，各種団体が実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに，環境学習アドバイザーを講師として派遣し，県民の環境保全意識の啓発と実践活動の促進を図りました。

(1) 環境学習アドバイザーの概要

環境保全，自然環境，生活環境などの分野に学識及び経験を有する県内の18人をアドバイザーとして委嘱しています。アドバイザーは，地域における概ね20人以上（観察会等は10人以上）の学習会，自然観察会等で講演や実施指導を行っています。（表4-3，表4-4）

表4-3 環境学習アドバイザー派遣状況の推移

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
派遣回数（回）	34	60	48	50	54	48	55	53	50	45	39	28	32
参加者数（人）	4,243	6,983	4,882	4,764	5,484	4,066	5,197	3,745	5,191	3,729	2,264	1,871	1,710

表4-4 平成23年度の主催者別内訳

主 催 者	市町村	市町村教育委員会	学校	企業	民間団体	事業者団体	合計
派遣回数（回）	0	1	8	0	22	1	32

5 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では，世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに，自然の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は，表4-5のとおりです。

また，屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。（表4-5）

(1) 環境学習自主事業

① 屋久島自然文化体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生、高校生、大学生、一般の方々を対象に、月1回程度、おおむね2泊3日の日程で、屋久島の海、山、川などをフィールドに、野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回、テーマや研修内容、対象者を決め、全国に募集を行っています。

また、このほか屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できるエコツアーも実施しています。

② ふるさとセミナー

島内の方々を対象に、屋久島の身近な自然を素材にしてふるさとの新たな一面を発見したり自然のすばらしさを学ぶための体験型研修を実施しています。

③ 星空観察会、自然に親しむ集い

星空や宇宙への関心を高めるため、島内各地で季節ごとの星空観察を行う星空観察会や、自然に親しむ集いを実施しています。

(2) 環境学習受入事業

小・中学校、高校、大学の教育活動の一環として、あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。（表4-5）

- ・短時間研修（少人数～80人，1～2時間）
- ・1日研修（10人～，宿泊を伴わない）
- ・宿泊研修（10人～40人，1泊2日）

表4-5 環境学習受講者数

（単位：人）

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
区分								
自主事業	屋久島自然体験セミナー	143	112	132	115	117	139	131
	屋久島ふるさとセミナー	84	78	67	41	46	62	124
	1日研修	190	213	210	205	450	176	123
	特別企画研修	7	-	-	-	-	-	-
受入事業	短時間研修	361	188	87	153	190	427	297
	1日研修	87	149	87	398	192	433	776
	宿泊研修	1,420	1,206	1,294	1,273	1,324	1,302	1,807

6 生命と環境の学習館における環境学習

生命と環境の学習館は、旧県庁跡地に平成15年4月22日にオープンした「かごしま県民交流センター」の6階に、生命の神秘や尊さ、地球環境の大切さを学ぶ場として整備された体験型の施設です。

また、本県における環境学習の拠点施設として、環境情報の提供、環境学習の場や機会の提供、環境保全活動リーダー等の人材育成、こどもエコクラブ県事務局等など様々な機能を有しています。

展示ゾーンは、「生命と人と環境を考えるゾーン」、「テーマゾーン」、「明日を考えるゾーン」から構成され、各ゾーンは、気づき→理解→行動の三つのステップを通して、具体的な行動を実践できる人材を育成することを目指しています。

平成23年度の入館者は35,704人、各種ワークショップや研修会等への参加者は延べ1,706人となっています。（表4-6）

表 4－6 平成23年度 ワークショップ・研修会等の実施状況

プログラム名	対象者	実施日等	参加者数 (延人数)
サマースクール	小中学生	1 回（2 日間）	7
ウインタースクール	幼稚園児 小学生	1 回（2 日間）	21
有資格者向け講座 「プロジェクトワイルドリーダーフォローアップ講座」	18歳以上	1 回（1 日間）	6
一般市民向け講座 「環境配慮型 おせち作り講座～環境負荷や地産地消を 意識した調理」	18歳以上	1 回（1 日間）	12
指導者向け講座講座 「プロジェクトワイルド講習会」	18歳以上	1 回（2 日間）	10
学生サポーター養成講座	大学生	1 回（15日間）	36
(財)鹿児島県環境技術協会自主事業（8 事業）		（21日間）	1, 614
計		延べ45日間	1, 706

7 環境の日及び環境月間

6 月 5 日の「環境の日」は、事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、平成 5 年 11 月に公布、施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも、この「環境の日」は、1972 年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が 6 月 5 日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来、我が国では、6 月 5 日から 11 日までの 1 週間を「環境週間」として、また、平成 3 年からは、6 月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても、関係機関団体の協力のもとに、環境問題に対する関心を高め、できることから行動に移す機会にするため、各種の関連行事を表 4－7 のとおり実施しました。

表 4－7 環境月間関連行事

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日
地球環境を守るかごしま県民運動推進大会	講演、環境保全活動 団体等の表彰等	地球環境を守るか ごしま県民運動推 進会議	鹿児島市	平成23年 6 月 7 日
環境教育授業	大気測定車の公開等	鹿児島県	鹿児島市 東串良町	平成23年 6 月 16 日 6 月 22 日
ウミガメ保護パトロール	ウミガメ保護パトロー ル	鹿児島県内の市町 村	県内のウミガメの 上陸する海岸	平成23年 5 月～8 月
錦江湾クリーンアップ作 戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃 活動	錦江湾みらい総合 戦略推進協議会	鹿児島市（2 箇所） 錦江町 他 9 箇所	平成23年 6 月 4 日 6 月 26 日 7 月
小規模事業場等排水対策 指導	小規模事業場への立 入指導	鹿児島県	鹿屋市、曾於市	平成23年 6 月 22 日
九州マイバッグキャンペ ーンのための「標語」の 募集	ごみ減量化啓発のた めの「標語」の募集	鹿児島県	県内	平成23年 5 月 13 日 ～ 6 月 30 日
地デジ化完全移行に伴う 不用アナログテレビの適 正排出促進に係る啓発	不用アナログテレビ の適正排出の推進・ 不法投棄防止強化の ための啓発	鹿児島県	県内	平成23年 5 月～6 月

8 全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）

全国星空継続観察は、環境省が各自治体や天文クラブ等の協力を得て、昭和63年から実施しているものであり、星空の観察という身近な方法により、大気環境の状況を調査するとともに、大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的としています。

平成23年度は全国で夏期250団体、冬期236団体が参加しており、本県では夏期2団体、冬期2団体が参加しました。（表4－8）

表4－8 スターウォッチング結果

①平成23年度夏期分（H23.7.21～8.3）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
出水アマチュア天文同好会	出水市	上場コスモス園駐車場	8.9
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	11.8
全国平均			8.1

②平成23年度冬期分（H24.1.14～1.27）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	11.4
あいら星の会	姶良市	スターランドAIRA	6.9
全国平均			7.9

※ 等級平均値は、天体を地上で観測した時の見かけの明るさを示した数字。数字が大きいくほど暗い星まで見える。

第3節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視機能のほか、調査・研究機能、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能を備えています。（資料編13-(1)(2)）

(1) 監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、刻々のデータをインターネットで公表しています。

(2) 調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

(3) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、土壌などに関する環境情報及び産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第4節 環境情報の整備・提供

平成23年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第5節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置されています(P191参照)。県公害審査会においては、公害等調整委員会が扱う紛争以外の紛争について、あっせん、調停、仲裁の手続を行います。

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び地域振興局等に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。（表4－9）

表4－9 公害苦情相談員（平成23年度）

（単位：人）

区 分	公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情処理事務を行う職員数※			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	30	0	30	19	0	19	49
市町村	0	0	0	203	0	203	203
計	30	0	30	222	0	222	252

※公害苦情相談員は除く。

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成23年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口に新規に寄せられた苦情件数は、1,493件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が580件（構成比38.8%）、典型7公害以外のものが913件（同61.2%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭216件（構成比14.5%）、大気汚染131件（同8.8%）、騒音119件（同8.0%）の順となっています。（資料編14－(1)）

(2) 受理機関別苦情件数

平成23年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が55件（構成比3.7%）、市町村が1,438件（構成比96.3%）となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市485件、薩摩川内市281件、鹿児島市175件の順となっています。この3市で全体の約63.0%を占めています。

（資料編14－(2)）

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表4－10、表4－11）

表4－10 業種別の公害防止協定締結事業所数

（平成24年3月末現在）

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	97	3	14	54	1	4	5	5	0	11	0	6	7	8	5	38	49	307

表4－11 県・市町村及び企業との3者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日